

◎ 平成25年度税制改正に関する提言
待ったなしの改革で日本の元気回復を

◎ 目標を「入会100社」に活動を展開！
—会員増強推進月間始まる—

◎ nice work
芳醇でまろやかな甘みと旨味の
『金沢こんかこんか』を
池田商店代表 池田 由美子

◎ 加賀野菜⑪
くわい

ほうじん 金沢

広報

第199号

平成24年

11月10日発行

平成二十五年度税制改正に関する提言

待ったなしの改革で日本の元氣回復を

法人会では、税制改正法に中小企業経営者の声を反映させるための提言活動を行っている。今年も全国から集まった意見を「税制改正に関する提言」としてまとめて十月十一日の全国大会で報告、会員への周知を経て国・地方自治体に提出されることになっている。

法人会の総意

「税制改正に関する提言」の内容を 北海道大会で報告・周知

第二十九回法人会全国大会北海道大会は十月十一日（木）、北海道の釧路市民文化会館にて盛大に開催され、全国から



全国からの約1900名の会員を前に、池田弘一全法連会長が挨拶。

約千九百名の会員が参加した。当会からは角間会長以下四名が参加した。

大会第一部では、慶應義塾大学教授の片山善博氏による「地方の再生と日本の将来」と題した記念講演が行われた。続く第二部の式典では地元北海道連の光安規実男会長が開会の辞を述べ、池田弘一全法連会長による主催者挨拶、会員増強等の成績優秀県連の表彰が行われた。

その後、「平成二十五年度税制改正に関する提言」について金田達明全法連副会長（税制・税務委員長）が内容を説明し、「税制改正に関するアンケート調査」の結果を報告した。続いて青年部会による租税教育活動についての報告があり、そして当会会長である角間俊夫全法連副会長が「大会宣言」を高らかに朗読し、次回開催地の三上伸青森県連会長の挨拶で大会を滞りなく終了した。

【重点項目】

一、社会保障と税の一体改革と今後のあり方について

1. 社会保障制度のあり方
社会保障は過剰なばらまきの給付を排し、「給付の重点化・効率化」を徹底すべき。また、企業の過度な保険料負担を抑え、経済成長を阻害しないことを求める。

2. 行政改革の徹底

社会保障の安定財源を確保するためとはいえ、消費税の引き上げが国民に痛みを求める措置であることに変わりはない。国・地方は「先ず臍よりはじめよ」の精神により自ら身を削る行政・議会の改革が何より重要である。特に、国・地方における議員定数と歳費の削減、および公務員の人員と人件費の削減は急務であると考える。

3. 財政健全化に向けて

聖域なき歳出削減を徹底すること。消費税の税収増を当て込んだ財政規律の緩みは厳に戒めるべきである。

4. 消費税率を引き上げる際には景気に配慮すること

5. 円滑な価格転嫁の実現

価格決定のプロセスにおいて立場の弱い中小企業が適正に価格転嫁できるよう、その実効を担保する確実な措置を講じるよう強く求める。

二、法人税率の引き下げ

1. 法人実効税率三〇%以下の早期実現
2. 軽減税率一五%の本則化と適用所得金額を千六百万円程度に引き上げ

三、事業承継税制の拡充

1. 「相続税および贈与税の納税猶予制度」について要件緩和と充実
・ 煩雑な各種手続きの簡素化と手続き窓口の一元化
・ 五年間の雇用八割維持の要件緩和
・ 株式総数上限（三分の二）の撤廃と相続税の納税猶予制度割合（八〇%）の引き上げ
・ 死亡時まで株式を所有しないと猶予税額が免除されない制度の見直し
2. 親族外への事業承継に対する措置の創設
3. 事業用資産を一般財産と切り離した本格的な事業承継税制の創設

【基本的な課題】

一、社会保障と税の一体改革と今後のあり方

1. 社会保障制度に対する基本的考え方
2. 消費税引き上げに伴う対応措置
消費税率引き上げ時期が決まっ

ものの、引き上げ実施に伴う円滑化対策やいわゆる逆進性対策については、多くが今後の議論に委ねられており、政府には用意周到で緻密な対策が求められる。

3. 財政健全化に向けて

消費税の引き上げが決まったことで、わが国は財政の健全化と持続可能な社会保障制度の両立に向け一歩踏み出したといえる。しかし、これによって財政健全化目標が着実に達成されるわけではない。国と地方の長期債務残高は消費税を一〇%に引き上げてもさらに増加していくことが見込まれる。

それにもかかわらず、来年度予算編成では公共事業を中心に与野党から歳出圧力が高まっており憂慮される。改めて聖域なき歳出削減の徹底を求めるとともに、各歳出分野別の削減目標を定めて達成までの道筋と工程表を明示することが必要である。

4. 行政改革の徹底

5. 今後の税制改革のあり方

6. 共通番号制度の導入について

今後、個人情報保護の徹底や国民への周知を図り、積極的な活用に向けて取り組んでいく必要がある。

二. 経済活性化と中小企業対策

1. 法人税率の引き下げ

2. 事業承継税制の拡充

3. 中小企業の活性化に資する税制措置

(1) 中小企業の技術革新など経済活性化に資する措置は本則化を求める

(2) 交際費課税の見直し

① 損金不算入割合一〇%の撤廃

② 資本金規模に関わらず一定の損金算入を認める

③ 社会通念上、相当な慶弔費（一件当たり一万円程度）については、交際費の対象から除外する。

(3) 役員給与の損金算入の拡充

① 役員給与は原則損金算入

② 同族会社も利益運動給与の損金算入を認める

三. 国と地方のあり方

1. 広域行政による効率化の観点から道州制の導入について検討すべき

2. 事業仕分けの手法を地方においても広く導入すべき

3. 手当てなどを含めた地方公務員の人員費は依然として高く、適正水準への是正が必要である

4. 地方議会は大胆にスリム化するとともに、より納税者の視点に立つて行政に対するチェック機能を果たすべき

5. 行政委員会の委員は月一〜三回の非常勤にもかかわらず、多くの自治体で多額の月額報酬を得ている。日当制導入などが検討課題となる

6. 地方の自立・自助を推進する観点から、地方交付税を中心とした三位一体改革をさらに進めると同時に、適正な課税自主権を発揮すべき

四. 震災復興

被災地の復旧・復興については、一定の

措置が講じられたものの、復興は遅々として進んでいない。予算を迅速に執行するとともに、被災地における企業の定着、他地域からの企業誘致の促進、雇用確保の観点などから、原発の対応を含めて引き続き適切な支援措置を講じるよう求める。

五. その他

1. 環境問題に対する税制上の対応

2. 納税環境の整備

3. 租税教育の充実

【税目別の具体的意見】

一. 所得税関係

1. 所得税のあり方

(1) 基幹税としての財源調達機能を回復すべき

(2) 最高税率を引き上げる方向にあるが、経済活力に悪影響を与えること、地方税を含めて国際的に高い税率水準にあることから、慎重に対応すべき

(3) 各種控除制度の見直し

(4) 個人住民税の均等割は、応益負担原則の観点から適正水準とすべき

2. 少子化対策

3. 金融所得一体課税

二. 法人税関係

1. 同族会社の留保金課税制度の廃止

2. 「中小企業者に対する法人税率の特例」の適用範囲見直しは行うべきではない

三. 相続税・贈与税関係

1. 相続税の課税強化は行うべきではない

2. 贈与税は経済の活性化に資するよう見直すべき

四. 消費税関係

1. 消費税の滞納防止

五. 地方税関係

1. 固定資産税の抜本的見直し

(1) 宅地の評価は収益還元価格で評価すべき

(2) 居住用家屋の評価は経過年数に応じた評価方法に見直すべき

(3) 償却資産の評価方法は法人税の減価償却制度と連動した制度とすべき

また、将来的には償却資産に対する課税は廃止も検討すべき

(4) 土地の評価は行政の効率化から評価体制は二元化すべき

2. 事業所税は二重課税であり、廃止を求める

3. 市町村民税の超過課税は課税の公平を欠くため解消すべき

4. 法人に対する安易な法定外目的税は課すべきでない

六. その他

1. 配当に対する二重課税の排除

2. 電子申告について

税を知る、税を考える

11月11日(日)～17日(土)

税を考える週

税は経済社会の基盤であり、税によって賄われる公共サービスなくして健康で文化的な日常の暮らしはありません。国の基本である税の意義や役割を考え、理解を深める機会として、毎年「税を考える週間」が実施されます。

【国税庁の取り組み】

テーマ

「税の役割と税務署の仕事」

「税の役割と税務署の仕事」をテーマとして、税の役割、適正・公平な課税と徴収の実現に向けた取り組みや国税庁のICT化・国際化に対する諸施策について紹介します。

また、「国税電子申告・納税システム(e-Tax)の利用促進」に向けた情報を提供していきます。

ICT化への対応 ● 納税者の利便の向上を図るため、ICT化を通じた納税環境を整備。(e-Taxや確定申告書等作成コーナーの改善のほか、ホームページを使った情報の提供、インターネット公売、ダイレクト納付など)

国際化への対応 ● 国際的租税回避への対応、国際的な二重課税の防止。(相互協議、

租税条約に基づく情報交換など) e-Taxの利用促進 ● 所得税の確定申告で、e-Taxをご利用いただくメリット。(最高三千円の税額控除、添付書類の提出省略など)

◆ 週間中の主な活動 ◆

- 1 インターネットを活用した広報
- 2 関係民間団体等との連携

国税庁への要望等をお寄せください!

国税庁ホームページの「税の役割と税務署の仕事」紹介コンテンツに、広く国民の皆さまから「国税庁に対する要望」を聞くためのアンケート窓口を開設します。

税に関する情報は国税庁ホームページへ

<http://www.nta.go.jp>

「税を考える週間」協賛

特別講演会を実施

- 日時／平成24年11月13日(火) 午後1時30分から
- 場所／金沢市文化ホール大集会室

第一部

- テーマ／「相続と税のはなし」
- 講師／金沢税務署長 浦畑 勉 氏



第二部

- テーマ／「日本は二流になったのか!? ～激動の中で揺れ動く日本～」
- 講師／評論家 大宅 映子 氏



詳細は金沢法人会ホームページでご確認ください(会員には別途案内)。

動画で見せます、税務署の仕事。

国税庁

国税査察官の仕事

国税徴収官の仕事

無申告は許さない
その収入、申告の義務があります!
～情報技術専門官の仕事～

海を越えた税務調査 など
～国税局調査部の仕事～



国税庁

検索

税の役割と税務署の仕事

税を考える週間 11月11日(日)～17日(土)



申告と納税はe-Taxで!
(※開始には事前準備が必要です。詳しくはe-Taxホームページをご覧ください。)

国税庁
ホームページを
ご覧ください

トップページの



をクリック!

税務署の仕事等を動画やイラストを使ってわかりやすく解説しているほか、子どもたちに税の意義を楽しく学んでもらうための教材を提供する「税の学習コーナー」など、さまざまなコンテンツが用意されている。

源泉徴収の対象とされる支払が 居住者に対するものか 非居住者に対するものかの判定

Q 内国法人A社は非居住者Bから平成23年5月にBが国内に有している土地を購入し、同年7月に引渡しを受けました。Bは従来から海外企業へ出向していたため海外に居住していましたが、平成23年8月に帰国し居住者となりました。A社は平成23年9月にその土地の購入代金をBに支払いましたが、支払の時点でBは居住者となっていますので、源泉徴収は不要と考えてよいでしょうか。

A 非居住者に対する土地の譲渡対価として10%の税率により所得税を源泉徴収する必要があります。
非居住者又は外国法人が日本国内にある土地及び建物等の不動産を譲渡した場合、その譲渡対価を支払う者は、その支払の際に10%の税率により所得税を源泉徴収しなければならないこととされています(所法161一の三、212、213①二)。

ところで、源泉徴収の対象とされる支払が居住者に対するものか非居住者に対するものかは、その支払(収入金額)に係る収入すべき時期において判定することとなります。

土地の譲渡対価についての収入すべき時期は、通常土地の引渡しがあった日となりますので(所基通36-12)、土地の引渡しがあった日においてその譲渡対価の支払を受ける者が居住者であるか非居住者であるかによって源泉徴収の有無を判定することとなります。

Bは平成23年8月に帰国し居住者となっていますが、Bの帰国前の非居住者である期間に土地の引渡しが行われていますので、A社はその土地の購入代金の支払の際に、非居住者に対する土地の譲渡対価として源泉徴収を行う必要があります。

(注) 源泉徴収の対象とされる支払が給与等である場合、その給与等が居住者又は非居住者のいずれに支払われるものであるかは、その給与等の収入すべき時期(所基通36-9)においてその者が居住者又は非居住者のいずれかであるかによって判定します。

したがって、給与等の計算期間の中途において国外にある支店等から国内にある本店等に転勤したため帰国した者に支払う給与等で、その者の居住者となった日以後に支給期の到来するものについては、その給与等の金額のうちに非居住者であった期間の勤務に対応する部分の金額が含まれているときであっても、その総額を居住者に対する給与等として源泉徴収を行うこととなります(所基通212-3(注)2)。

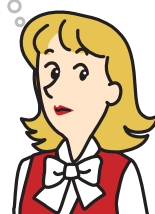
【関係法令通達】所得税法第161条第1号の3、第212条、第213条第1項第2号、所得税基本通達36-9、36-12、212-3

専修学校等の就学生に対する 免税条項の適用の是非

Q 内国法人A社は、日本語学校に在学している外国人就学生をアルバイトとして雇用することになりました。

多くの租税条約では、学生や事業修習者について所得税の免税条項があるようですが、A社が雇用する外国人就学生も同様と考えてよいでしょうか。

免税条項は
適用される?



A 日本語学校などの専修学校又は各種学校に在学する就学生については、学生、事業修習者又は事業習得者の免税条項の適用はありません。

「学生」、「事業修習者」及び「事業習得者」の範囲については、国内法の規定により解釈することになりますが、一般的には次のようになります。

- ・「学生」…学校教育法第1条に規定する学校の児童、生徒又は学生
- ・「事業修習者」…企業内の見習研修者や日本の職業訓練所等において訓練、研修を受ける者
- ・「事業習得者」…企業の使用人として又は契約に基づき、当該企業以外の者から高度な職業上の経験等を習得する者

したがって、日本語学校などの各種学校の就学生は、そのことのみをもって免税条項の適用はなく、これらの者に対するアルバイト給与については、居住者か非居住者かの判定を行った上、それぞれの区分に応じた源泉徴収を行うこととなります。

【関係法令通達】租税条約実施特例省令第8条、各国との租税条約

目標を「入会百社」に活動を展開！

—— 会員増強推進月間始まる ——

平成二十四年九月二十四日(月)、KKRホテル金沢において支部役員・共益事業推進委員会
同会議を開催、本年度の会員増強推進月間の実施要領について協議がなされた。

公益性拡大の観点から全法人の過半の加入を目指す全法連では、全国百万社
台の会員数の確保に向けて組織目標の設定や諸施策を実施する。また、石川県法
連においては、平成二十三年十二月末の
会員数を目標値として各単位会に按分
し、法人会二丸となった会員拡大キャン
ペーンに取り組むこととしている。

協力を呼びかける
高桑共益事業推進委員長。

80名が参加し会員増強について諸施策を協議。



金沢法人会においても「会員増強推進
月間」を十月から十一月の二か月間に定
めて、集中的に取り組むため、去る九月
二十四日(月)、KKRホテル金沢におい
て支部役員・共益事業推進委員会合同議
を開催した。会議には、角間会長をはじめ
共益事業推進委員長を務める高桑副
会長以下各副会長、支部役員、共益事業
推進委員の皆さん、来賓として金沢税務
署、北陸税理士会金沢支部、福利厚生制
度取扱会社の方々等、八十名が出席した。
組織の現状としては、平成十九年度を
ピークに会員数の減少に歯止めがから
ない状況が続いており、昨年度の会員増
強運動においては加入率五〇%を回復
したものの、平成二十四年八月末の時点
では六千六十五社、加入率にして四七・
〇%と、またしても過半を割り込む結果
となった。全国的にもトップクラスだっ
た単位会としての会員数は、昨年四位か
ら六位にまで後退した。主な退会理由と
しては、事業閉鎖や休業、また経費削減
等の理由による自主退会、会費未納等
による会員資格の喪失等が挙げられる。
このような厳しい現状と社会情勢を
踏まえ、本年度は県連より示された目標



会員増強月間の期間中
は、大型ポスターの貼り
出しや新聞広告、ラジオ
等を通して法人会を強力
にアピールする。

の達成を目指して、金沢法人会として百
社の入会を目標値と定め、全三十四支部
に三社以上の入会を支部目標として設
定した。

会議の中では、例年好成绩を収める支
部での有効的な施策が紹介され、他支部
との相互支援や青年・女性部会との連携、
新設法人への加入推奨、税理士会に対し
ての協力依頼等、諸施策が協議された。
また、推進月間における活動と並行して、
新聞やラジオでの広告展開、金沢駅構内
におけるポスターの貼り出し等の広報
活動を同時に展開していく。

さらに、公益法人化に向けた共益事業
の強化、並びに会員企業が研修会や交流
会に参加しやすくなるよう、支部研修会
を開催するための「支部のブロック化」に
ついて協議され、具体的なブロック編成
や活動指針について意見が交わされた。
また、当会の会員企業へのサービスの

平成24年分年末調整説明会のご案内

開催日	時 間	会 場	対象者
11月21日(水)	14:00～16:00	石川県地場産業 振興センター (大ホール) 金沢市鞍月2-1	本店法人のうち法人名が ア行～サ行で始まる法人
11月22日(木)	10:00～12:00		本店法人のうち法人名が タ行～ワ行で始まる法人
	14:00～16:00		官公庁・支店法人・ その他法人・個人

お願い 1 指定日時についてご都合の悪い方は、上記日程のうち都合のよい日時をご利用ください。
2 駐車場に限りがありますので、なるべく公共交通機関をご利用ください。

提供と同時に会の大きな財政基盤と
なっている福利厚生制度については、取
扱三社と連携協調して会員増強ととも
に推進していくこと。さらに、国税当局が
最重要課題として推進している、国税電
子申告・納税システム(e-Tax)の普
及・利用促進については、本年度も積極
的に取り組むこととしている。

金沢法人会のホームページを リニューアルしました 役立つ情報をわかりやすく

開催予定の研修会や講演会やインターネットセミナーのバナーなど、経営に役立つ情報への入り口をトップページに集約し、使いやすくなっています。

広報誌バックナンバーの閲覧
 本会および女性部会発行の広報誌が閲覧できます。

研修会・講演会のご案内
 定例研修会をはじめ、青年・女性部会研修会や支部研修会にいたるまで、法人会で開催される研修会・講演会の開催情報を公開。

●公益性を高めるために、一般の方々も意識したさまざまな情報発信を行っていきます。ぜひご活用・ご周知のほどお願いいたします。

<http://www.kanazawa-houjinkai.or.jp/>



インターネットセミナー

トップページにあるバナーから、会員の方であれば常時100タイトル以上のセミナーが無料で受講できます。



会員は一流の講師陣によるセミナーが無料で受講できる。

無料税務相談のご案内

～北陸税理士会金沢支部～

北陸税理士会金沢支部では11月11日から17日までの「税を考える週間」の期間中に、下記の日程により無料税務相談を実施いたしますので、ぜひご利用ください。

●電話による無料税務相談

日時／11月15日(木) 10時～16時
 TEL／076-224-9034
 (当日のみの専用回線)

●面談による無料税務相談

日時／11月15日(木) 10時～16時
 場所／税理士会館 金沢市北安江3-4-6

この件に関するお問合せは
 北陸税理士会金沢支部まで
TEL 076-223-1841

石川県・各市町からのお知らせ

個人住民税の特別徴収のお知らせ

事業主のみなさまへ

従業員の個人住民税は、事業主の特別徴収が義務づけられています！

～個人住民税の特別徴収とは～

所得税の源泉徴収と同じように、事業主が、従業員に代わって、毎月の給与から個人住民税(市町民税+県民税)を徴収(給与天引き)し、従業員の住所地の市町へ毎月納入する制度です。

なお、従業員が常時10名未満の事業所等は、市町長の承認を受けて年12回の納期を年2回にする納期の特例制度がありますので、詳しくは各市町へ御相談ください。

お問合せ先

- 手続について

金沢市市民税課	TEL 076-220-2161
かほく市税務課	TEL 076-283-1114
津幡町税務課	TEL 076-288-2123
内灘町税務課	TEL 076-286-6706
- 制度について

石川県総務部税務課	TEL 076-225-1271
-----------	------------------



県税キャラクター
直之くん

地域社会貢献活動

「親子で磨こう！トイレと心」掃除実習

体験からの気づき「磨けば光る！」

金沢法人会では、「親子で磨こう！トイレと心」と題した社会貢献活動を毎年、青年部会が中心となつて行っています。今年も「石川の掃除に学ぶ会」の協力のもと金沢市立小将町中学校にて実施、約百八十名が参加し全十班に分かれてトイレ掃除に勤しましました。なお青年部会からは能登部会長以下、地域貢献委員等六名が参加しました。

八月二十六日(日)の実習当日は、午前八時に開催場所である小将町中学校に集合。遠くは松任中学校や七尾高校からも生徒の皆さんが保護者や教師の方とともに参加し、開会セレモニーが行われました。注意事項の説明の後、全員でラジオ体操をして、いざ班ごとに担当トイレへ。

経験豊かな、掃除に学ぶ会のメンバーが各班のリーダー、サブリーダーとなり、参加者に道具の使い方から掃除のコツま

でを伝授しながら、約2時間をかけてトイレを隈なく磨き上げました。便器だけではなくトイレの蛍光灯や洗面台に至るまで、参加者全員が猛暑の中汗だくになりながら、担当した箇所を丁寧に掃除することができました。

道具をきちんと片付けた後は、小将町中学校PTAの皆さんお手製のそうめんを班ごとに囲んでいただきました。昼食を終えた後、各班代表による体験発表が行われました。「はじめは掃除する必要が



注意事項説明の後、いよいよ実習に。



これが掃除道具？！



親子で並んで汗を流す。



みんな一心不乱に磨く。



小将町中学のPTAの皆さんが180名分の昼食を準備。



汗をかいた後の冷たいそうめんがうまい！

ないくらいキレイに思えたトイレも、掃除に集中していくくなかでもっときれいにできることがわかった」「自分の毎日の生活の中で今日の体験を活かしたい」など、参加した全員の、その人なりの気づきに溢れた有意義な一日だったと思います。

閉会セレモニーでは、「金沢掃除に学ぶ会」市山代表世話人のあいさつの後、青年部会の多賀副部会長より学校側へ記念品が贈呈されました。最後に「ふるさと」を合唱して解散となりました。当日参加された皆様、大変お疲れ様でした。



青年部会の多賀副部会長による記念品贈呈。

新会員紹介

平成二十四年七月十二日～九月三十日まで

◆ 法人名 ◆ 代表者名

(有)清水自動車鍍金塗装工場	清水 優
フレックス工業(株)	中西 快樹
(有)山下塗装所	山下 主一
(有)桶田建設	桶田 久幸
共成トラスト(株)	川端 貴博
(株)スペースシステムス	田中 英雄
(株)COVER	佐藤 直樹
(株)友越	林 敦
(有)アールケー	木村 良一
(株)ヘビファイル・ジャパン	木口 章美
アイクス(株)	畑中 孝幸
(株)イーベックス	上野 文裕
(株)シーエスシー	細川 勝人
(株)ケイ・アイ測量	松本 勇
(株)コントラック	川端 茂
(株)アキュレット	松田 正子
(株)シーワンヤマヤ	山谷 幸雄
NPOトオの家	鈴木 和代
荏原商事(株)北陸支社	室田 隆治
(株)プロ保険	中川 修一
(株)ユーゲル	木下 典子
クリーンテック西日本(株)	間瀬 紳司
(株)ナカノ商事	中野 雅樹
(株)樋爪住宅研究所	樋爪 憲三
(有)E・M・H・D	道上 聖
熊野技研工業(株)	熊野 正緒
ヨッコ産業(株)	川 みどり
J・N・S(株)	中西 英文
(株)シエン	表 守活
(有)エヌツーカー	長田 淳
(有)エーシーファクトリー	高畑 昭雄

女性部会が研修会を開催

—元宝塚トップスター古城都氏が講演—

十月二日(火)、KKRホテル金沢にて、「輝く女性であるために」をテーマに、元宝塚歌劇団月組男役トップスターの古城都氏をお迎えして研修会が開催されました。宝塚歌劇団は、入団するまでも、入団してから常に競争の世界。劇団に在籍した十三年間のうち、トップスターとして八年半活躍された古城氏の講演には迫力がありました。

古城氏は会場に入るなり、「感性が豊かで目の輝きが違う」と金沢の女性の印象を語り、「この場のエネルギーを存分に吸収して今日はエネルギーに参りま



自然に笑みがこぼれる。



古城氏の熱い思いが伝わってくる。

す」とおっしゃってから講演が始まりました。

常に厳しい競争にさらされる宝塚歌劇団で、トップスターであり続けるのは並大抵のことではありません。そのために一番大切なのは、自分に厳しくあり続けること、日々の努力だとおっしゃいます。小手先の方法論ではなく、周囲から尊敬される人物になるため、自分を律し磨いていくこと。そして自分の魅力を理解して、その魅力を育てることを意識し続けることが大切だそうです。

宝塚時代の貴重なお話の後、魅力的な女性であり続けるための呼吸法や発声の仕方、歩き方など、実践を交えてご指導いただきました。そして、ハグの仕方についても実践指導をしていただいたのですが、ハグをするほんの一瞬の間に相手に気持ち伝わるものだから、気持ちを込めなければいけないとのことでした。古城氏に実演でハグをしていただいていたのですが、あれほど愛の深い人に私はなりたいたと思います。講演会の話をもメモで書き留めて、頭で理解し忘れないように心に届いたことは忘れ得ぬ経験となつて、はつきりとした形で心に残っていくのだと思いました。古城氏は、本物を見、本物に触れることが大切だとおっしゃって

「いちごプロジェクト」で節電啓蒙

—プロから学ぶ賢い節電法—

ました。本物が自分に乗り移るまでイメージを身体に浸透させるのだと。また、「本物かどうかは心で感じるのよ」と教えていただいたような気がします。最後に、素晴らしい歌の贈り物をしていただきました。会場から拍手子がわき、涙を浮かべる場面も見られました。

歌っている時が一番大好きで幸せな時間だと古城氏。「自分の魅力を育て、自信を持つとはそういうことでしたか」と教えていただいたように思います。

♪ 私には愛する歌があるから、信じたこの道を私は行くだけ。すべては心の決めたままに(マイ・ウェイより)

八月二十二日(水)、金沢エクセルホテル東急にて、「節電による身近な省エネ」今日からすぐに役立つ賢い節電」と題して、北陸電気保安協会石川支店の沢崎邦義氏による研修会が行われました。

法人会女性部会では、東日本大震災に伴う全国的な電力不足対策として職場や家庭における一五%の節電を啓蒙する「いちごプロジェクト」に取り組んでいます。この研修会はその一環として行われたもので、部会員以外の人も交えて、沢崎氏自身が行っている具体的な省



エネ方法も含めた節電のコツを教えてくださいました。

- ・ 高度な省エネ機器に切り替える
- ・ 使用状況を把握するデマン

「生活に支障の出ない範囲で節電しましょう」と沢崎氏。継続して節電に取り組むうえで、大変有意義なお話を伺うことができました。

皆さまの善意に心より感謝申し上げます

女性部会が十月十六日〜十七日に東日本大震災被災地を訪問するにあたり、皆さまから寄せられた募金の総額は七十万三千円となりました。

仙台市若林区特別養護老人ホーム「杜の里」、南三陸町「さんさん商店街」への義援金、タオル等の寄贈として使わせていただきました。



芳醇でまろやかな甘みと旨味の「金沢こんかこんか」を

池田商店代表 池田 由美子

●Profile

出身地 ●金沢市

業務内容 ●金沢こんかこんか
製造・販売



金沢では米糠漬けのことを「こんか漬け」と呼びます。また「来てください、いらつしゃい」を方言で「こんか」と言います。この二つの意味をかけて「金沢こんかこんか」、地域の食材を使い、時代に合った味を創造し伝統食文化を後世に残したい、そんな思いを込めました。「安心で美味しい豊かな食生活に貢献するとともに、手間暇かけた手作りの良い商品を作ること誇りとし、地域社会への貢献に努めていきます」を企業理念としています。

友人のおばあちゃんが三十数年間漬けている糠漬けを頂いていたのですが、このまろやかで美味しい糠漬けを残したい、自分の老後の楽しみのためにもと思い、七年前、糠床を分けて頂いて漬け始めました。最初は、おばあちゃんと同じ小さな樽に漬け込み、一年後に食べてみると「美味しい！ヨッシャ！」。次は樽を大きくしてみなさんにも分けてあげようと考えたのですが、その結果は「まずい！」でした。単純に材料を倍にすれば良いというわけではなかったのです。それから試行錯誤の繰り返しです。家中樽だらけ、重い樽の間に埋もれている私を娘が手伝うようになりました。知人に誘われ町興しのイベントに初めて参加した時は、午前中に売り切れて自分自身が一番びっくりでした。知人からまたその知人へ、縁が広がって評判になったことから、平成二十一年、池田商店を立ち上げました。新聞や雑誌やマスコミ、東京の服部料理学

園の服部先生がテレビ番組で取り上げてくださった、思いもかけないス皮ードで環境が変わっていききました。翌二十二年には金沢ブランドと石川ブランドに認定され、昨年は、石川県優良観光土産品推奨審査会県知事賞、今年にはプレミアム石川ブランド製品に認定されました。販売価格も決められない下素人を支えてくださった、大勢の方々に心から感謝申し上げます。

時代に合った伝統食があってもいいのではないかと！

伝統食として長い歴史を持つ糠漬け、日本人の食の原点は発酵食と言われています。せっかく受け継いだ味を次代に引き継ぐには、その時代に合った伝統食があっても良いのではないかと、そう考えて味を工夫することにしました。塩分を極力抑えながらも食品の発酵力を生かしたいと思い、漬け方も試行錯誤の積み重ねでした。塩漬けた鰯を糠に漬けてから八か月間、風通しのよい瓦屋根の蔵でねかします。そのあと新しい糠に漬け直すことを二〜三回繰り返します。一樽ごとに微妙に味が違うので、自分の味覚を信じて味が均一になるように微調整、それを繰り返すことで糠が塩分を吸収し、食べやすい、まろやかな旨味の糠漬けができあがります。

鰯の半身漬けからのスタートでしたが、誰もが簡単にそのまま食べられるようスライスに、さらにもっと簡単に、いろんな料理と組み合わせを楽しめるフレークも作りました。同時に様々な食べ方の提案も続けています。鰯、鰯、河豚、地元の野菜など、地域の食材にこだわって育てていきたい。孤独な重労働を重ねていた頃、何度「もう、やめよう」と思ったことか、周りの「頑張れ！」に支えられ、今は続けてきて良かったと思えるようになりました。これから「芳醇でまろやかな甘みと旨味がじんわりと広がる、今までにない新しい糠漬け・金沢こんかこんか」を作り、地域に貢献したいと思っています。



地域の人たちが手作りの看板の前で、由美子さんと娘の齊藤園さん



ネーミングも温かな「金沢こんかこんか」

加賀野菜 11

後世に伝えたい
郷土の味

くわい

主な産地…金沢市小坂・御所地区、川北地区
出荷時期…十一月下旬から十二月下旬

「芽が出る」縁起物

「くわい」と言えばおせち料理。ツンとした芽が勢いよく出る姿から「芽が出る」「めでたい」縁起物として珍重されてきました。石川県では藩政時代から栽培が行われており、産業の興隆を志し農事の奨励に力を入れていた五代藩主前田綱紀により、レンコンとともに導入されたと伝えられています。はじめは、ほろ苦い味わいが受け入れられず需要が少なかった「くわい」ですが、大正時代になると、市民の嗜好の変化も手伝って栽培が増えてきました。当時は河北郡字小坂、御所を中心に、三谷村字月浦、岩出、河原市（以上は現在金沢市）、花園村字浅谷（現津幡町一帯）で栽培され

ていましたが、現在は生産農家も減ってしまいました。金沢市農産物ブランド協会では「くわい」を加賀野菜に認定し、代々受け継がれてきた生産の伝統と拡大に力を注いでいます。

煮物以外の料理も楽しんで

レンコンと同様、「くわい」の栽培には生育期間を通して水が必要であり、土質が腐植に富んだ耕土で、肥沃な粘質土壌の深い湿田が栽培に適しているとされています。収穫は湿田の中に入って手掘りまたは水掘りし、掘り出した「くわい」の泥をていねいに水洗いするという手間のかかるもので、お正月に合わせて出荷するため、厳しい寒さの中での作業となります。



おせち料理以外で口にする機会が少ないため、煮物くらいしか料理方法には知られていませんが、「くわい」の縁起物の粋をはず

して普通の食材と考えれば用途が広がります。

炒め物やチャーハン、シューマイの具でシャキシャキの歯ざわりを楽しみ、スライスして油で揚げたくわいチップスや丸ごと炭火で焼いて塩で食べるだけのシンプルな料理法で独特のほろ苦さを味わう…。この苦み成分（タンニン、カテキンなど）には発がんを抑制し、免疫力を高める効果があるとか。ヘルシーで個性的な大人の味が楽しめそうです。

《くわいワンポイント》

●芽に張りがあつてピンとしているものを選びましょう。

●強いアクがあるので皮をむいて水にさらし、米のとぎ汁で下ゆでしてから煮物にします（揚げたり、焼いたりする場合は下ゆでの必要はありません）。

●水に浸けて冷暗所に置いておくとかかり日持ちします。数日で使う場合は、乾燥しないように袋に入れて冷蔵庫へ。

写真提供・協力

金沢市農産物ブランド協会

お試しください ほろ苦い大人の味 くわいの唐揚げ



材料（4人分）

- くわい（小）…10個
- 片栗粉…適量
- 塩または青のり…少々
- 揚げ油…適量

- 1.くわいの皮をむいて片栗粉をまぶす。
- 2.揚げ油を中温（170～180度）に熱し、全体がキツネ色になるまで揚げる。
- 3.熱いうちに塩または青のりをまぶして器に盛り付ける。

ワンポイント

芽をつけたまま揚げてもOK。大きめのくわいの場合、少し電子レンジをかけてから揚げるとすぐに火が通ります。

表紙解説

金沢の今
石川県政記念
しいのき迎賓館



大正時代の風格ある建築で、八十年近く石川県庁として機能していましたが、平成十四年十二月その役目を終え、いまは憩いや交流の空間としての新たな役割を果たしています。

正面側は建築当初のイメージをそのままに伝えているのに対し、反対側は全面ガラス張りの現代的で開放的な空間となっています。

オリジナルレシピ募集中！

「二塚からしな」を使った我が家のメニューをぜひ教えてください。ご応募いただいた中から1品をほうじん金沢で紹介させていただきます。

応募方法

料理のレシピに写真を添付の上、下記まで郵送またはメールでお送りください。

〒920-0919 金沢市南町4番60号
社団法人金沢法人会料理レシピ募集係
E-mail inc@kanazawa-houjinkai.or.jp

地震対策は 万全ですか？

地震が年間5,000回以上（気象庁ホームページより）起きる日本では、地震対策が不可欠。地震はいつ起こるかわからない災害です。法人会の福利厚生制度である地震対策プラン（企業財産保険＋地震・噴火危険補償特約）で、地震災害のリスク対策にお役立てください。詳細につきましては、取扱代理店もしくは弊社にお問い合わせください。

※保険の対象やその所在地、建物の構造、建築年月等によってはお引受できない場合もございますので、あらかじめご了承ください。



世界有数の地震国、日本！
いつ、どこで大地震が発生しても
不思議ではありません。

地震災害のリスクに備えて、
回避・低減の対策を！



Property Guard

法人会の地震対策プラン

企業財産保険＋地震・噴火危険補償特約（財物損害補償特約用）

地震災害のリスクから会員企業をガードします！

AIU保険会社
URL: <http://www.aiu.co.jp>

お問合せ先

0120-321-564 通話料無料

受付時間：午前9時から午後5時まで／土日・祝日・年末年始を除く
FAX: 03-5619-2529

この広告は保険の概要をご説明したものです。
保険の対象、建物の構造、建築年月等によってはお引受できない場合もございますのであらかじめご了承ください。

事務局だより

◆研修会・説明会・社会貢献

7月23日 7月定例研修会

25日 富樫支部研修会

8月22日 女性部会研修会

（いちごプロジェクト活動）

9月3日 決算期別説明会

13日 新設法人説明会

21日 9月定例研修会

10月2日 女性部会研修会

◆役員会・委員会・懇談会

7月6日 青年部会第1回研修委員会

女性部会第1回社会貢献実

行委員会

13日 女性部会第1回組織委員会

19日 女性部会第1回総務・広報

委員会

27日 戸板支部役員会

8月2日 第2回正副会長会議

第2回役員会

青年部会第3回役員会

7日 女性部会第1回研修・租税

教育実行委員会

女性部会第1回研修・租税

教育委員会

22日 女性部会第2回役員会

9月4日 第1回厚生事業等推進委員

18日 女性部会第1回社会貢献委

ほうじん金沢 第199号
平成24年11月10日発行

◆発行所

〒920-0919
金沢市南町4番60号（大同生命ビル2階）
電話222-2907／222-2910

社団法人 金沢法人会

◆編集発行人 七田 伸義

◆印刷所 ヨシダ印刷(株)

9月19日 第2回総務委員会
女性部会第2回研修・租税
教育実行委員会
20日 青年部会第2回正副会長
会議
22日 南小立野・田上支部合同役
員会
24日 支部役員・共益事業推進委
員合同会議
10月1日 税理士会との懇談会
3日 東部地区5支部合同役員会
青年部会第2回研修委員会
4日 長町支部役員会
10日 駅東地区3支部合同役員会
11日 三馬支部役員会
松ヶ枝支部役員会
青年部会第1回租税教育委
員会
12日 安原支部役員会
かほく支部役員会
16日 東二塚支部役員会
金石・大野支部役員会